

久米島高等学校の「いじめ防止対策基本方針」

I いじめ防止対策基本方針策定にあたって

1. いじめ防止対策推進法 *一部抜粋

(二) 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。（第二条関係）

(三) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととした。（第三条関係）

2. 学校の決意

「いじめ防止対策基本法」の理念を踏まえ、いじめは絶対に許さない、との強い認識に立って校内外問わず、生徒が被害者、加害者のどちらにもならないよう全職員で臨む。そのために生徒の学校生活が充実し、楽しく明るい雰囲気の中にも規範意識が涵養できるよう学校教育活動全般を通して取り組む。

3. いじめの具体的な様態

①肉体的な苦痛を与える

- ・暴力による服従を強いたり、反撃のない一方的な暴力行為
- ・相手が嫌がる肉体的な接触行為
- ・威圧や威嚇による肉体的な強制動作
- ・その他、本人の意にそぐわない肉体的な強制

②精神的な苦痛を与える

- ・陰口や誹謗中傷等で相手が嫌な思いをする
- ・無視や仲間はずれ等で相手が嫌な思いをする
- ・いたずらやふざけで相手に嫌な思いをさせる
- ・インターネット上やスマートフォン等で相手が不愉快、嫌な思いをする
- ・その他、相手が精神的に繰り返し嫌な思いをする行為

Ⅱ いじめ未然防止対策の取り組み

1. 「いじめ」に関する共通認識

いじめによる被害経験でも加害経験でも、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、8割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが明らかになっている。

(国立教育政策研究所の「いじめ追跡調査2016～2018」による)

この事実を踏まえて、どんな生徒でもいじめに巻き込まれる可能性があるものとして生徒全員を対象にいじめ未然防止対策に取り組むこととする。

2. 全生徒へのいじめに関する周知

- ①何が「いじめ」であるかわからせる
- ②「いじめ」は人権侵害であり絶対に許されない行為
- ③加害者が自覚しなくても、相手が嫌な思いを抱く行為は「いじめ」になり得る

3. 学校生活全般での「いじめ未然防止対策」

勉強や人間関係でのストレス、劣等感、焦り、規範意識の欠如など、いじめの背景となり得る心理的・環境的要因を可能な限り除去する。生徒が自らを律し、かつ楽しい学校生活を送れるように生徒の自己有用感を育む教育実践を学校の教育活動全体を通して行うことで、いじめ未然防止に努める。

①教科指導において

教師は、わかる授業、生徒間で学び合う学習環境を作る。また生徒が授業で認められたと実感できる場面や言葉かけを意図的に計画・実践し継続する。

②HR活動において

HR担任は、日頃から人権についての話題を提供し、生徒の人権感覚を涵養する。HR活動の役割分担を明確にし、生徒一人一人が確実に実働し評価され認められる体制をつくる。

③学校行事等において

生徒の主体性が可能な限り発揮できる行事にする。その実現のために、生徒が自分達で成し遂げたという実感、生徒一人一人が役割を持ち実働し評価され認められたという実感、仲間同士で協力し、お互いが尊重し合い民主的に取り組んだという実感、などが得られるようなプロセスを教師側と生徒側が話し合い、計画し実施する。

④部活動において

部活動加入率を上げ、集団への帰属意識を高める。同じ目標に向かって仲間同士が心を一つにして取り組む過程を通し、協同・共感・自他の尊重・助け合いの精神・奉仕の精神などを育む。

⑤生徒指導において

「薬物乱用防止講話」、「交通安全講話」などを通して、正しい判断力や命の大切さを育む。また、身なりや勤怠を整え、規則正しい生活習慣を身につけるとともに、校則を守るなどの規範意識を高める。また全体集会や学年集会などで、善悪の判断や正しい行いについて絶えず意識付けする指導を計画し実施する。

⑥情報モラル教育について

インターネットやスマートフォン等の正しい使用法を学ぶと同時に、トラブルや人権侵害などに巻き込まれるなどのリスクを回避するための知識を深めさせる。また、一度ネット上に画像や書き込みなどの情報が載ると取り返しがつかない被害に遭う可能性があることも周知する。

⑦中高連携や地域との連携について

中高連携校として球美中学校、久米島西中学校との中高連携生徒指導部会で定期的など情報交換会を行う。地域特有の先輩、後輩の関係性において上下関係や主従関係にある、もしくは発展する可能性があることを念頭におく。また、町内6小学校地区（清水、大岳、久米島、仲里、美崎、比屋定）の地域懇談会に参加し情報交換を行う。

⑧職員研修の実施

いじめに関する基本的な概念や法律等を学ぶ。また校内におけるいじめ未然防止のために具体的な教育活動場面（主に上記①～⑥）での生徒観察や指導計画、方法のあり方など職員全体で共通認識を図る。

⑨養護教諭やスクールカウンセラーとの連携について

体調不良や気分不良等で保健室を訪れる生徒の中には、様々な悩みやストレスを抱えている生徒も少なくない。担任や教科担任に話せない悩みや心配事について養護教諭に打ち明けることも多々ある。養護教諭が適切に対処し、必要に応じてスクールカウンセラーと生徒が面談を行うことで生徒の心理的ストレスの軽減を試みる。いじめに関連する事案の場合は、生徒本人との信頼関係を構築した上で慎重に委員会と連携をとる。

4. 「いじめ防止」のための組織体制

①いじめ対策委員会の設置（人権委員会を兼ねる）

②いじめ対策委員の構成員

校長	教頭	生徒指導主任	養護教諭	教育相談
当該学年主任	当該HR担任	外部有識者		

③いじめ対策委員会の任務

いじめに関する諸調査、いじめの未然防止対策、いじめ事案への対応、職員への研修、指導計画など適宜招集し協議する。事案に応じて保護者、地域、警察などの外部機関との連携も密に行う。

5. 「いじめ未然防止」のための年間計画

一学期	二学期	三学期
<ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回「人権の日」を設定し諸取り組みを実施 ○全校生徒対象に「学校生活の意識調査」（仮称）を実施 ○調査結果を分析し、いじめ未然防止の策を講じる ○職員向け「いじめ」に関する校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回「人権の日」を設定し諸取り組みを実施 ○体育祭・久米高祭の取り組みで、一人一役実働運動を展開する 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回「人権の日」を設定し諸取り組みを実施 ○中高連携生徒指導委員会での情報交換 ○全校生徒対象に「学年振り返り調査」（仮称）を実施 ○調査結果を分析し、次年度へ生かす

Ⅲ 「いじめ」早期発見の取り組み

1. 生徒、職員、保護者へのアンケート調査

いじめが起こりにくい学校環境をめざし、生徒、保護者へのアンケート調査を実施する。調査結果を考察・分析し、いじめの芽がないか、あるいはいじめの実態があるのかを見極め、いじめ未然防止対策及びいじめ事案への対応に即応する。1学期、3学期の年2回実施予定。

2. 学校生活全般における教職員の生徒観察

職員研修で共通確認したマニュアルに沿って生徒観察を行う。個別に気になる生徒がいる場合、委員会で対応を検討し職員会議に諮る。

*観察マニュアル、手引きは別紙資料参照

3. 保護者や地域との連携

上記、「Ⅱ 3 ⑦」に準ずる。また、1学期、3学期の年2回の意識調査（仮称）で実態把握で、いじめに関する情報等が得られた場合は即応する。

4. 生徒の意見や訴え等を汲み取る

校内に「目安箱」（仮称）を設置し、生徒が自由に意見や悩みを投稿できる環境を整える。匿名性が担保できるよう細心の注意を払い生徒が学校、教師に信頼を持って使用できるようにする。

5. アンケートによる実態把握

- ・心理測定尺度
- ・学校評価アンケート
- ・その他（臨時的アンケート等）

IV 「いじめ」発生時の対応について

いじめを発見、通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。つまり担任→学年主任→生徒指導部→委員会と一緒に対応を検討する。対応の前提として、被害生徒を守り通し、加害生徒は厳格な指導を入れるといった基本的な方針を全関係者に示し、毅然とした態度で事に臨む。遊びや悪ふざけでも受け手の生徒が不快な心情が伺える場面に遭遇した場合は、その場で加害生徒を毅然とした態度で注意・指導し止めさせる。また、事態が深刻であったり一般人が関わる等の場合は、警察や地域、福祉関係、医療機関とも連携し対応する。

1. いじめを受けた生徒への支援

①面談及び事実確認

委員会の委員もしくは当該職員が生徒の立場に立って慎重に行う。その際、加害生徒からの反撃や嫌がらせ、仕返しなどを絶対許さないといった学校側の強い姿勢と生徒の今後の学校生活に支障をきたすことがないよう最大限配慮する決意を示す。

②保護者への迅速な連絡

事実確認ができれば、校長が責任を持って保護者へ状況説明の連絡を入れる。保護者からの疑問や質問等は真摯に受け、要望があれば直接面談を行い保護者が納得いくような対応等についてしっかり話し合う。

③被害生徒のケア

学校生活全般での不安を払拭するために、全職員で連携し生徒観察を一定期間行う。また担任、教科担任、部活顧問等で連携し「生徒見守り」として観察記録を行う。様子の異変等があれば、速やかに面談を行い、状況に応じて委員会を招集し対応策を講じる。

④家庭との連携

一定期間、家庭と学校が連絡を密にし、家庭での状況、学校での状況を両者が共有することで生徒の異変、あるいは解決へ向かっているかを知るきっかけにする。

2. いじめをした加害生徒への対応

①面談及び事実確認

生徒指導部で行う。自身のやったことが「いじめ」であることを理解させ、悪気のあるないに関わらず、相手を傷つけた事実を認識させる。

②保護者への迅速な連絡

事実確認ができれば、校長が責任を持って保護者へ状況説明の連絡を入れる。保護者からの疑問や質問等は真摯に受け、要望があれば直接面談を行い保護者が納得いくような対応等についてしっかり話し合う。

③加害生徒への指導・支援

久米島高校内規に則って指導及び支援を行う。説諭、訓告、停学、退学といった指導手順を照らし合わせ、生徒指導委員会といじめ対策委員会が連携し慎重審議を重ねる。さらに職員会議に諮り指導方針案を講じる。保護者と本人との面談を実施し、指導内容について説明し理解を求める。保護者の理解が得られない場合でも時間をしっかりとって丁寧に対応し、学校、保護者が納得いく方向へ導く。

④事態が深刻、あるいは校外に関わる場合

学校内だけで抱え込まず、保護者、本人の意思確認の上で、警察など外部関係機関と連携し外部に任せるべきことはしっかり任せる。その際、各機関での立場が異なるので、学校現場の方針や対応策もしっかり伝えた上で協議を綿密に行う。